

あかし保健所衛生検査業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託する衛生検査業務委託の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

保健所で実施する性感染症検査、感染症法に基づく検査およびあかし保健所職員の健康診断に係る各種衛生検査業務について受託者が受託し、適正に検査を実施し、結果を報告することを目的とする。

2 検査項目および年間予定数量

項目	年間予定数量(件)
IGRA 検査(QFT)	235
HBs 抗原検査 (CLIA/CLEIA 等)	254
HBs 抗体検査 (CLIA/CLEIA 等)	14
HBe 抗原検査 (CLIA/CLEIA 等)	3
HCV 抗体検査 (CLIA/CLEIA 等)	245
HCV RNA 定量 (リアルタイム PCR)	3
HIV 抗原・抗体 (CLIA 等)	5
HIV-1 RNA 定量検査	5
HIV-1/2 抗体確認検査	5
麻しんウイルス抗体検査 IgM (EIA 等)	1
麻しんウイルス抗体検査 IgG (EIA 等)	7
風しんウイルス抗体検査 IgM (EIA 等)	1
風しんウイルス抗体検査 IgG (EIA 等)	7
水痘ウイルス抗体検査 IgG (EIA 等)	7
ムンプスウイルス抗体検査 IgG (EIA 等)	7
HTLV- I (ATLV) 抗体検査 (PA)	1
HTLV- I (ATLV) 抗体検査 (WB/LIA)	1
HTLV-1 核酸増幅検査	1
細胞診(畜痰)	15

3 契約の種類

単価契約（検査項目ごとの1件あたりの委託単価）

4 業務対象施設

あかし保健所（所在地：明石市大久保町ゆりのき通1-4-7）

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 業務内容

- (1) あかし保健所と日程を協議のうえ、あかし保健所が検査に必要な量の血液等を採取した後、その血液等をあかし保健所が指定する日時、場所に集荷すること。
性感染症検査は原則として、毎月2回とする。
- (2) 平日の午後5時40分までに採血した検体は、当日または翌日に集荷できること。
- (3) 検査に必要な容器を、あらかじめあかし保健所の要求に応じて提供すること。
- (4) インターフェロング遊離試験（IGRA）のQFT検査は採血管1本で検査可能とすること。またQFT検査は採血当日の午後も集荷が可能とすること。
- (5) 検体の集荷は、温度別に管理された容器による温度管理を行い、検査過誤及び変質の防止に配慮した方法で実施すること。
- (6) 検査結果は、原則1週間以内にあかし保健所あてに通知すること。

7 受託要件

衛生検査所登録が証明されていること。

8 精度管理

- (1) 受託者は、医療法、医師法及び臨床検査技師法等に関する法律を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託業務を円滑に遂行するために、受託する業務の種類、数量に応じた知識および技術を有する臨床検査技師を配置するものとする。
- (3) 受託者は、専ら精度管理を職務とする者として、検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度管理に関し相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師に精度管理を指導させるものとする。
- (4) 受託者は受託業務の適正化及び標準化を図るため、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第14項に規定する標準作業書を常備し、従業員に周知徹底させるとともに、受託業務の内容、方法等を明確にするため、同規則同条第13項に規定する検査案内書及び第15項に規定する作業日誌、16項に規定する台帳を作成、常備し、必要時には提出するものとする。

9 受託体制

- (1) 受託者は、受託検査の検査方法などに変更が発生した場合は、速やかにあかし保健所保健予防課に連絡し、混乱が生じないよう対処すること。
- (2) 受託者は、あかし保健所からの検査項目やその他の問い合わせに対し、迅速な対応ができること。

10 守秘義務及び検体逸失防止

- (1) 検体等には個人情報を含むこともあるため、業務上知り得た情報を他人に知らせ

てはならない。

- (2) 検体は再採取が不可能なものがあるため、検体の逸失を防止するため細心の注意を払わなければならない。

11 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、月毎に行うものとする。
- (2) 受託者は、検査項目ごとに契約単価（1件あたりの税抜き委託単価）に数量（件数）を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算し、請求を行うものとする。

なお、この計算の結果生じた円未満端数は四捨五入により1円単位とする。

消費税法改正により消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率」という。）が変更になった場合、消費税率変更後に委託した検査は変更後の税率により計算する。

- (3) 受託者は、請求書が適正であると認めた場合、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

12 その他

- (1) 検査予定件数は、現段階の予定数である。なお、実際の検査が予定数に比して増加または減少する場合にかかわらず、契約単価は契約期間において変動しないものとする。
- (2) 受託者は、事業開始前にあかし保健所に対し、検査に関する留意事項、検体集荷方法等の説明を行うこと。
- (3) 受託者が検体集荷のためにあかし保健所に入る際は、身分を証明できる社員証等の身分証を携帯し、名札等を着用すること。
- (4) そのほか、本仕様に記載のない事項については、委託者・受託者協議の上決定する。